

博士論文審査の結果の要旨

申請者：井手英策

論文題目：『高橋財政の研究 昭和恐慌からの脱出と財政再建への苦闘』有斐閣、2006年。

I. 審査論文の主題と位置付け

本研究は、1930年代の、いわゆる「高橋財政」について、財政社会学的アプローチから、「大蔵省統制」という側面に着目して、その歴史的性格を再検討したものである。本研究の構成は、次の通りである。

序章 財政史研究の新たな方法を求めて

第1章 新規国債の日銀引受発行制度をめぐる大蔵省・日本銀行の制度設計

第2章 時局匡救事業期における新たな予算統制の展開

第3章 租税制度の現代化をめぐる大蔵省構想とその挫折

第4章 後期高橋財政への転換と財政の「健全化」

第5章 高橋財政とニューディール財政

終章 高橋財政における大蔵省統制の意義

松方財政、井上財政と並んで、いわゆる「高橋財政」は、戦前の経済政策史において、最も魅力に富んだ対象とされてきた。このため、「高橋財政」については財政史、日本経済史等の分野で膨大な研究蓄積がある。まず財政史では、1960年代まで、高橋財政＝軍事財政の端緒という厳しい評価がなされてきた（大蔵省昭和財政史室 1965；島 1949）。他方、日本経済史の分野においてはケインズ政策のさきがけとして高橋財政を再評価する研究が70年代以降、発表されている（中村 1971；三和 1982）。その後、80年代以降には、日本銀行制度史を念頭に、高橋財政の金融的側面を分析する研究が蓄積され、金融政策の自律性をめぐって議論が活発化した（島（範） 1983、伊藤（正） 1989）。近年では、デフレ経済から脱出するためのリフレ政策として、「高橋財政」を見直す研究も注目を浴びている（岩田 2004）。

とはいえ、「高橋財政」の研究については、未だ解明すべき課題も多く残されている。特に、国債の日銀引受が何故、この時期に開始されたのか、日銀は自身の対応を迫られただけなのかなど、当然明らかにされているべきなのにいまだに明確な解答が得られていない問題も多い。また日銀引受が開始されたときに、高橋が出口戦略をどのように考えていたのか等も十分に解明はされていなかった。その一因は、日銀や大蔵省などの政策主体の意思決定過程に関する、信頼に足る一次資料が十分には整備されていなかったことにある。

本研究では、政策主体としての国家を重視する近年の政治経済学的アプローチにおける方法論を取り入れた財政分析の枠組みを設定し、それを具体化した「大蔵省統制」の観点から、高橋財政期における政策の変遷を再検討しようと試みている。そのために、本研究では、良質な第一次資料を駆使した実証分析が行なわれている。以下、本書の核をなして

いる第1章から第4章を中心に、各章のより詳しい内容とその主な貢献について述べることにしたい。

II. 各章の概要と評価

第1章では、高橋財政によってはじめられた新規国債の日銀引受についての通説の再検討が行われている。日銀引受は、一般的には、高橋藏相の「創意工夫」（深井 1941）にもとづくものであり、日銀は受身の政策対応を迫られた（日本銀行 1984）とされている。これに対して、本書は、井上財政下の「日本銀行制度改革に関する大蔵省及日本銀行共同調査会」での論議を、日本銀行保管の一次資料である「日本銀行制度改革に関する諸調査資料」などに基づいて再検討し、日銀引受を前提とした政策運営が、大蔵省と日銀にとって肯定的に構想されたことを解明している。日銀は国債引受後の売りオペを媒介にした流動性のコントロールによって、金融機関への影響力を強化しようとしていたことを、本書は浮き彫りにした。日銀が日銀引受を肯定的に受け止めていたという問題提起は、1980年代にすでになされていたが（伊藤正直 1989）、一次資料にもとづいて実証した点に本書の貢献がある。

第2章は、時局匡救事業期のスペンディング・ポリシーに焦点をあわせ、国と地方、一般会計と特別会計を通じた財政運営（「マクロ・バジェッティング」）が始まる過程を考察している。一般的には、後期高橋財政期には、軍事費の膨張に押されて時局匡救事業が打ち切られたことが強調されている（島 1949；宮本 1968）。これに対して本書では、大蔵省はそれを補うべく、預金部や米穀需給調節特別会計などを経由して農村への資金散布を拡大するなど、一般会計以外の機能や地方財政を動員して、省としての統治機能の確保をはかっているとする。本章については、審査委員から初步的な問題点が指摘されたが（後述）、時局匡救事業が後退していった後にあらわれる農村救済事業として、米穀統制法を重視したことが問題提起として新しい。

第3章は、高橋財政下で、大蔵省主税局が時代に適応した租税体系を形成して、税収確保による本格的な「健全財政」を回復することに挫折した過程を検討している。2.26事件を契機として成立した廣田内閣のもとでの馬場税制改革には、これまで分厚い研究が蓄積されているが（神野 1979；林 1979）、その前の時期にあたる高橋財政期の租税政策については、研究史上の空白があった。これに対して本書は、一次資料である「濱田徳海文書」等を用いて、昭和9年の大蔵省主税局試案「税制整理案」（累進性の強化、第3種所得税の増徴を構想）が、高橋藏相の非増税方針や株式市場における株価暴落、あるいは政財界の反発により、「臨時利得税」へと変質していった過程を、丹念にフォローしている。高橋の存在ゆえに現代的な税制改革が議論の俎上にのぼり、高橋の存在ゆえにそれらが否定されたという、本書が浮き彫りにした事実は、解釈の余地が残るにせよ、注目に値する。

第4章は、高橋最後の予算となった昭和11年度予算で打ち出された、国債漸減政策（後期高橋財政への転換）を検討している。後期高橋財政については、これまで対極的な見解、

すなわち経済軍事化と平和的経済成長との選択の余地があったという見解（三和 1979）と日銀引受を前提にすると財政膨張は必然という評価（島（謹） 1983）に分かれていた。本書は、旧大蔵省資料である『津島文書』や『青木（一）文書』あるいは『賀屋文書』などを用い、昭和 11 年度予算編成過程とそれにいたる過程での大蔵省内の政策論議、日銀との政策協調、予算統制の実態を通じて分析し、軍部の予算膨張圧力のもと、行政費の圧縮、継続費による後年度負担の累積、一般・特別両会計間の資金調整など、きわめて裁量性の高い予算統制の手法によって国債漸減が実現されたことを解明している。

しかし、こうした予算統制は議会を排除したインフォーマルな政策手段であったことから、一見成功したかに思われる国債漸減政策は、実質的な緊縮政策・財政健全化策たりえず、結果的に財政膨張を容認するという限界を持っていたと本研究は、評価している。この点、本研究の主張は、やや折衷的であるとの印象をぬぐえない。しかし、当初は漠然とした財政収支均衡の必要性を考えていた大蔵省が、金融機関の市中消化能力限度に国債発行を押さえたうえで、歳入の範囲内に財政支出を抑制すべし、という日銀の「理論」に影響を受けていく過程を実証した点は、評価されてよい。

第 1 章から第 4 章までの実証を踏まえて、第 5 章では、高橋財政とニューディール財政の比較が行われている。日米の政策の相違は、ファシズム対ニューディールという類型化されたものではなく、政治リーダーの財政思想、中央銀行の対政府信用供与、予算統制における意思決定構造などの個別の制度や政策装置の相互作用に基づくものと評価している。そして、その結果が、ニューディール期に景気回復の遅れ、多元性を有していた意思決定システムなどをもたらしたのに対し、高橋財政では、機動的な財政出動と景気回復、集権的意思決定と軍事費の突出、日銀信用への依存をもたらすことになったとする。終章では、本書全体を総括して、日銀の政策判断が目的合理性を持っていた点からいわゆる「金融従属仮説」を批判するとともに、古典的な収支均衡ではなく、財政のマクロ的な「健全性」（金融機関の市中消化能力限度に国債発行を押さえたうえで、歳入の範囲内に財政支出を抑制すること）が追求されたことを、高橋財政の歴史的役割の 1 つとして評価している。

III. 総合評価

このように、本研究は高橋財政に関する先行研究の水準を、越えるものとなっている。従来の研究は、高橋（是清）をケインズに先行する卓見をもった財政家と賞賛するにせよ、破滅的なインフレーションをもたらした赤字公債の日銀引受の発案者として非難するにせよ、個人の経歴・思想・資質を軸にして研究してきた（偉大な財政家による独創的な財政政策というイメージ）ことは否めない。これに対して、本研究では、高橋財政が高橋是清の財政である面があるにしても、大蔵省や日銀など財政運営に関わるプレイヤーそれぞれの政策理念や利害の複雑な絡み合いによる合成物であることを浮き彫りにしている。大蔵省は貨幣による統治を通じて社会全体の統合を図り、日銀は通貨価値の安定を図りつつ、金融市

場での制御のポジションを確保するといった、組織の論理に立脚して合理的に判断し行動したという側面に光をあてて、高橋財政像を描いた。また豊富かつ良質な一次資料を駆使して、歴史分析の実証水準を上げたことも本研究の長所といえよう。

以上のような内容と意義をもつ本研究であるが、いくつかの改良の余地がないわけではない。第1に、国家の自律性（具体的には、「貨幣による統治」と「予算による統治」）という観点から財政現象を分析する、という本研究の視点はまっとうであるにせよ、これまでの財政学の蓄積が十分には消化されていない。とくに本研究は、国家＝大蔵省というシエーマを前提にしているが、当時大蔵省は必ずしも一枚岩ではなかった（主税局と主計局との違い等）。例えば、主税局のプランの背後にある国民経済像を検討することで、より興味深い結果が得られたことと思われる。第2に、歴史分析から現代の政策運営に対するインプリケーションを導出しようとする意欲は肯定できるが、その理論的枠組みは十分に洗練されてはいない。とくに、財政・金融のポリシー・ミックスに対する著者のスタンスは明確ではない。例えば、財政・金融分離論について、行政学や近年の金融論における研究史を整理したうえで、独自の見解を提示したならば、結論の現実的意味がより明確になったと考えられる。第3に、本研究は良質な一次資料を駆使しているものの、諸事実の解釈には疑問な点が残る。例えば、米穀需給調節特別会計には食糧政策としての意味があるが、そうした視点が欠落しているし、数値の解釈にも初步的な問題がある。また井上財政期の共同調査会で日銀引受けを肯定した論理が、高橋財政期にどのように継承されていったのか、発券制度の改正や日銀引受に対する財界・金融界の政策要求がどのようなものであったのかも、本研究では十分には触れられていない。

以上述べたように、本研究はそれぞれ将来的な分析課題を残してはいるものの、全体として学位請求論文としての要件を十分に満たしている。平成19年7月27日に論文が提出された後、審査委員会（審査委員：伊藤正直、渋谷博史、神野直彦、持田信樹（主査）、森建資）を設置し、論文について検討した。さらに平成20年4月16日に口頭試問を行った上、慎重な審議を行った結果、審査委員一同、井手英策氏に博士（経済学）の学位を授与するのが妥当であるとの結論に達した。

[審査委員]

主査 持田信樹
副査 伊藤正直
 渋谷博史
 神野直彦
 森 建資